新加尔斯 令和7年度 海外展開支援事業費補助金

市内中小企業者の海外展開を促進するために、自社独自の活動 (※1)または公的支援機関等を活用した活動に要する費用の一部 又は全部を補助します! ※1 民間の支援機関の活用を含む

対象者

飯塚市内に主たる事業所または事務所を置く中小企業者

対象事業

日本国外への販路を新たに開拓しようとする事業 ※自社製品に限らず、他社製品を自社が仲介して取り組む事業も含みます













海外視察

商談会や展示会(オンライン含む)

広報活動

サンプル輸出 表彰制度申請

对象経費

旅費、宿泊費、通信運搬費、出展料、通訳・翻訳費、印刷製本費、 広告宣伝費、参加費、登録料、委託費、その他市長が認めるもの (※3)

※3 海外PL保険、海外における商標取得費用、バイヤー招聘費用、借上料などを想定

※国、都道府県その他の公的機関から補助金の交付があった場合は、その補助金分を控除して算出します

補助率·補助限度額·申請上限回数

①**自社独自の活動**:補助率1/2以内 補助上限**10万円**(申請回数上限 1回まで)

②公的な支援機関を活用した場合: (申請回数に上限なし)

・0万円~ 2万円未満:実費全額補助

・2万円以上~ 3万円未満:2万円の定額補助

·3万円以上~ :補助率2/3以内(補助限度額10万円)

※①を1回、②を1回~複数回活用するような組み合わせも可能です。 ただし累計補助限度額は**10万円**まで



事業の流れ

申請 照会(<u>※</u>) 交付決定 (通知)

事業開始 事業実施 実績 報告書 補助金額の 確定(通知) 交付請求 (提出)

※審査照会には、1~2週間の期間を要します

- ・年度内に事業が完了するようにご留意ください。
- ・詳細については、下記の電話・メールにてお気軽にお問合せください。